

市税の減免

【個人市民税・国民健康保険税】
対象者（全て該当する人）

- 令和6年中の所得が1,000万円以下の人
- 住宅または家財への損失額(保険金などで補てんされた額を除く)が10分の3以上

減免内容
令和6年中の合計所得金額と損害の程度に応じて災害の月以後の納期にかかる税額8分の1から全額を免除

必要書類

①家屋

・罹災証明書(写し可)

②家財

・罹災届出証明書(写し可)

・被害状況申告書

①②共通

・損害保険の契約書、補てん金の支払明細書(保険金の補てんがある場合)

【固定資産税】
対象
災害で被害を受けた土地(宅地や農地など)や家屋、損失を受けた償却資産

減免内容
家屋などの被害の程度が2割以上ものについて、程度に応じて災害の月以後の納期にかかる税額10分の4から全額を免除

必要書類

- 罹災証明書(家屋のみ、写し可)
- 被害当時の状態が分かる写真

☎・📍 (個人市民税)税務課 ☎32-1402
(固定資産税)税務課 ☎32-1487
(国民健康保険税)医療保険課 ☎32-1417

国民年金保険料の免除 学生の国民年金保険料納付特例

対象者(全て該当する人)

- 国民年金第1号被保険者
- 住宅や家財などに2分の1以上の損失

免除内容
学生以外の人は納付免除、学生は納付猶予

必要書類

①基礎年金番号が分かるものまたは、マイナンバーカード

②罹災証明書(写し可)

③在学証明書など(学生のみ)

☎・📍 医療保険課 ☎32-1417

パスポートの発給手数料などの減免

必要書類

①罹災証明書の原本(全壊・半壊・床上浸水)

②住民票または戸籍の附票(災害発生時の居住地証明)

③その他、通常の発給申請に必要な書類一式

申請期間 令和7年8月10日から原則1年
申請方法 窓口での紙申請のみ
※旅券申請と同時にを行う必要があり、通常の発給申請後に減免申請をすることはできません。

☎・📍 市民課 ☎32-1446

後期高齢者医療保険料の減免

対象者
住宅または家財などへの損失額(保険金などで補てんされた額を除く)が10分の3以上の損害

必要書類

①固定資産名寄台帳など資産価値の分かるもの

②罹災証明書(写し可)

③損害補填額の分かるものの写し(該当者のみ)

☎・📍 医療保険課 ☎32-1417

各証明書の交付手数料の減免

罹災証明書の発行を受けた人で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

対象となる証明書

①印鑑証明書(印鑑登録証の提示が必要です。)

②住民票記載事項証明書

③住民票

④印鑑登録証

⑤戸籍の附票

⑥所得課税証明書

⑦固定資産関係証明書

⑧納税証明書

⑨その他税証明書

※全ての証明書で罹災証明書(写し可)の提示が必要です。

☎・📍 ①～⑤ 市民課 ☎32-1446
⑥～⑨ 税務課 市民税係 ☎32-1402
資産税係 ☎32-1487

7. 税金・保険料などの免除

水道料金および下水道使用料などの減免

被災された人の水道料金、下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料を減免します。

減免内容 9月(8月使用分)請求分
※宇城市で交付された「罹災証明書」の区分に応じて、全額減免または従量金額の減免(基本料金のみ請求)を行います。「罹災証明書」に記載の「罹災場所」に関する水道料金、下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料が対象となります。
※「罹災届出証明書」は、減免の対象となりません。

判定		減免区分
床上浸水	全壊	全額減免
	大規模半壊	
	中規模半壊	
	半壊	
	準半壊	
床下浸水	一部損壊	基本料金のみ徴収 従量金額の減免

【注意点】
①令和7年9月10日㊦までに「罹災証明書」で上記の判定で交付された人は減免した金額で9月(8月使用分)に請求します。
②令和7年9月11日㊦以降に「罹災証明書」で上記の判定で交付された人は減免する前の水量で9月(8月使用分)に請求します。
※②について、9月請求分の納期限までにご納付いただき、後日減免額との差額分を還付します。還付の場合は必要手続きがありますので、お時間をいただきます。

☎・📍 上下水道課 ☎32-1674

障がい福祉サービスおよび 障害児通所利用料の減免

対象者
被災により、利用料の支払いが困難な人のうち、下記のいずれかに該当する人

- 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした場合
- 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- 主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した場合
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

減免内容
利用料を免除します。なお、障害者支援施設などにおける食費・居住費の自己負担分については、これまでどおり自己負担となります。

必要書類

①福祉サービス受給者証(紛失などしてない人)

②罹災証明書(写し可)

※発行が遅くなる場合は、ご相談ください。
※場合によっては必要な書類が異なります。

☎・📍 社会福祉課 ☎32-1387

介護保険料 介護サービス利用料の減免

被災の程度により、減免を受けることができる場合があります。

必要書類 罹災証明書(写し可)

☎・📍 高齢介護課 ☎32-1406

保育所などの保険料の減免

住宅の被害を受けた人は減免を受けられる場合があります。

必要書類 罹災証明書(写し可)

☎・📍 子ども未来課 ☎32-1404

市税の納税相談

災害で被害を受け、納税することが困難な場合は、納税相談ができます。

☎・📍 債権管理課 ☎32-1497